

●香川県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月31日

香川県監査委員	白鳥一雄
同	武田宏之
同	十河直
同	里石明敏

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、令和5年度を対象に次の団体に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

第1 監査対象法人 公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団

1 県の出資金の額 720,000,000 円

2 監査年月日 令和6年10月17日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第2 監査対象法人 公益財団法人香川県環境保全公社

1 県の出資金の額 129,050,000円

2 監査年月日 令和6年10月21日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第3 監査対象法人 社会福祉法人香川県社会福祉事業団

1 県の出資金等の額 出資金 16,000,000円

公の施設の管理業務に係る委託金 68,600,000円

2 監査年月日 令和7年1月27日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第4 監査対象法人 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団

1 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円

公の施設の管理業務に係る委託金 424,364,603円

2 監査年月日 令和7年1月27日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処

理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第5	監査対象法人	公益財団法人かがわ産業支援財団
1	県の出資金等の額	出資金 2,160,700,753円 補助金 285,251,670円 貸付金 前年度末貸付残高 9,450,000,000円 当年度貸付額 0円 当年度償還額 0円 当年度末貸付残高 9,450,000,000円 公の施設の管理業務に係る委託金 83,518,518円
2	監査年月日	令和6年10月24日
3	監査の方法	実地監査
4	監査の結果	

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第6	監査対象法人	公益財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会
1	県の出資金等の額	出資金 263,000,000円 公の施設の管理業務に係る委託金 150,125,720円
2	監査年月日	令和7年1月27日
3	監査の方法	書面監査
4	監査の結果	

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第7	監査対象法人	瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社
1	県の出資金等の額	出資金 32,000,000円 貸付金 前年度末貸付残高 109,679,500円 当年度貸付額 0円 当年度償還額 0円 当年度末貸付残高 109,679,500円
2	監査年月日	令和7年1月27日
3	監査の方法	書面監査
4	監査の結果	

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第8	監査対象法人	公益財団法人香川県農地機構
1	県の出資金等の額	出資金 1,266,000,000円 補助金 116,114,210円
2	監査年月日	令和7年1月27日
3	監査の方法	書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第9 監査対象法人 公益社団法人香川県青果物協会

- 1 県の出資金の額 185,989,000円
- 2 監査年月日 令和6年10月24日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第10 監査対象法人 公益社団法人香川県畜産協会

- 1 県の出資金の額 78,000,000円
- 2 監査年月日 令和6年11月5日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第11 監査対象法人 公益財団法人香川県水産振興基金

- 1 県の出資金の額 1,204,000,000円
- 2 監査年月日 令和6年11月5日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第12 監査対象法人 公益財団法人香川県建設技術センター

- 1 県の出資金の額 20,500,000円
- 2 監査年月日 令和7年1月27日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第13 監査対象法人 学校法人藤井学園

- 1 県の補助金の額 687,238,460円
- 2 監査年月日 令和6年11月5日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

第14 監査対象法人 公益社団法人香川県観光協会

- 1 県の補助金の額 587,441,681円

- 2 監査年月日 令和6年10月17日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、同条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

指導注意事項

外国旅行について、旅費の積算を誤り、旅費の支給額が過大となっているものが2件あった。

- 第15 監査対象法人 一般社団法人香川県青年団体育成支援協議会
- 1 県の委託金の額 公の施設の管理業務に係る委託金 23,138,000円
- 2 監査年月日 令和7年1月27日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。

- 第16 監査対象法人 五栄カイリク株式会社
- 1 県の委託金の額 公の施設の管理業務に係る委託金 52,000,000円
- 2 監査年月日 令和7年1月27日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、適正に処理されており、同条第4項に規定する是正又は改善が必要である事項は認められなかった。